

(1) 「実施方針」に関する質問に対する回答

No	頁	項目								質問	回答
		第	数	(数)	カナ	(カナ)	a	a)	項目名		
1	1	第1	1	(4) (5)					(4) 事業の目的 (5) 事業方式	「食品流通機能の強化・補完、卸売市場事業特別会計の健全化・持続化、市民に親しまれる市場化の推進など、市の目指す食品流通拠点の実現を目指すものである。」、「付帯事業において整備する市場機能連携施設の整備」とありますが、付帯事業における市場機能連携施設の定義はどのようなもののでしょうか？ 施設計画内容の制限、縛り等がありますでしょうか？ 例えば、データセンター、GMS等の大型商業施設等は可能でしょうか？	基本計画及び要求水準書案P. 127に記載の活用コンセプトをご参照ください。 データセンター、大型商業施設等は想定していません。
2	1	第1	1	(5)					事業方式	設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、解体撤去企業は全て別事業者でなければならないでしょうか？ 例えば、1社に設計施工を委託することは可能でしょうか？	実施方針P. 11「ウ 複数業務の禁止」のとおり、「同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、解体・撤去業務又は建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。」としています。
3	2	第1	1	(5)					事業方式	【PFI事業者と付帯事業者の関係】 PFI事業者から付帯事業者に向けた矢印の「管理調整」について、PFI事業者は付帯事業について具体的にどのような責任を負うのか。	本事業とは、川崎市中央卸売市場北部市場機能更新事業をいい、市場施設等を整備・維持管理する本体事業と、市場機能連携施設を整備・運営する付帯事業を一体的に実施するものです。 そのため、市場機能連携施設においては、卸売市場である市場施設と相乗効果を生み出す機能を導入し、市場施設用地と一体的な拠点となるように、PFI事業者は付帯事業者と連携して市場の活性化に資する施設となるように管理を行ってください。
4	2	第1	1	(5)					事業方式	図表内においてPFI事業者が付帯事業者の管理・調整を行うとありますが、「管理」とは具体的にどのようなことを想定しているのか伺えますと幸いです。	No. 3の回答をご参照ください。
5	2	第1	1	(5)					事業方式	2ページの事業スキーム図について、付帯事業者とPFI事業者及び川崎市との間で交わされる特定事業契約の具体的内容について、ご教示ください。	入札公告時に公表する仮事業契約書（案）をご参照ください。
6	2	第1	1	(6)					事業範囲	入札説明書で提示予定の資料をご教示ください。	実施方針に記載のとおり、入札説明書、要求水準書、基本協定書案、仮事業契約書案、事業用定期借地権設定契約書案、落札者決定基準及び様式集、その他付属資料となります。
7	2	第1	1	(6)					事業範囲	解体工事費を試算するため、既存建物図面を提示ください。	入札公告時にお示しします。
8	2	第1	1	(6)	ア	(ウ)			環境影響評価手続業務	環境影響評価の対象は市場機能連携施設用地も含まれるか。その場合、市場機能連携施設についてはどの程度まで内容が確定している必要があるか。（規模・用途程度か、あるいは基本設計レベルか）	前段については、市場機能連携施設を含みます。 後段については、環境影響評価の手続きに必要な内容の確定が必要です。
9	2	第1	1	(6)	ア	(エ)			設計業務	交付金の申請業務は対象外との認識でよいか。成果目標、資金計画、投資効果等はPFI事業者の責任で決定できるものではない。	交付金の申請は市が行いますが、申請に際して必要となる資料の作成支援を実施してもらいます。
10	3	第1	1	(6)	ア	(キ)	c		仮移転支援	(キ) 建設業務に含まれる「c 仮移転支援」は、要求水準書（案）P 9 9 の記載内容によると、次項目（ク）施設供用準備業務の「c 場内事業者の移転支援に関する業務」に酷似した内容であると思料いたします。したがって、「c 仮移転業務」は（キ）建設業務から外し、（ク）施設供用準備業務に包含していただけますでしょうか。	仮移転は、建設工事に起因するものとし、建設業務に含めています。
11	4	第1	1	(7)					選定事業者の収入及び負担	「施設の維持管理に係る費用については、事業契約書に定める額を、事業期間にわたり選定事業者に支払う。」とあるが、物価変動スライドを加味した額の支払いは可能でしょうか？	入札公告時に公表する仮事業契約書（案）をご参照ください。
12	4	第1	1	(7)					選定事業者の収入及び費用	「施設の維持管理に係る費用」は平準化払いとする想定でしょうか？	原則として、応募者の提案に基づいた金額となります。 詳細は、入札公告時に公表する様式集、仮事業契約書（案）をご参照ください。
13	4	第1	1	(7)					選定事業者の収入及び費用	S P C 組成費用やS P C 運営費用（弁護士費用、税務・監査報酬等）は、統括管理に係るサービス対価に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	4	第1	1	(7)					選定事業者の収入及び費用	「サービス対価は、毎年度1回、各年度末の出来高に応じて支払う」とありますが、解体費や設計費、建設費等の全てがその対象で、一般的P F I スキームで採用される割賦払いではない、との理解で宜しいでしょうか。	本事業において割賦払いは想定しておりません。 サービス対価の支払い方法については、入札公告時に公表する入札説明書や仮事業契約書（案）等をご参照ください。
15	4	第1	1	(8)					事業実施スケジュール（予定）	建設業における2 0 2 4 年 4 月の時間外労働上限規制の適用に伴い、本事業では4 週 8 閉所を前提に計画を組むことになります。それに伴い、事業期間の延長が必要になった場合は、認めて頂けると考えて宜しいでしょうか。	4 週 8 閉所を前提で、要求水準を満たすような提案を行ってください。
16	4	第1	1	(8)					事業実施スケジュール（予定）	基本協定、仮事業契約、定期借地権設定契約書案の内容についてご教示ください。	入札公告時に公表する書類をご参照ください。
17	4	第1	1	(8)					事業実施スケジュール（予定）	整備期間について選定事業者からの提案により異なる場合があるが、想定している12年を超えた場合、維持管理期間が20年よりも短くなることはありますでしょうか。	維持管理期間は短くなることはありません。
18	4	第1	1	(8)					事業実施スケジュール（予定）	落札者の決定が令和7年5月下旬予定ですが、基本協定の締結が8月となっております。その後の仮事業契約は基本協定締結の2か月後である10月予定です。他PFI案件と比較して、余裕を持ったスケジュールであると考えますが、策定の意図をご教示ください。	契約手続き等を踏まえたスケジュールを設定しています。

(1) 「実施方針」に関する質問に対する回答

No	頁	項目								質問	回答
		第	数	(数)	カナ	(カナ)	a	a)	項目名		
19	4	第1	1	(8)		(エ)			事業期間 整備期間	概ね12年間を想定し、事業者提案により整備期間が異なる場合があるとされております。 ・概ね12年間とはどの程度の誤差まで許容されるお考えでしょうか。 ・また、12年より短い場合は、審査評価において加点になると考えてよいでしょうか。	整備期間については、目安となる期間を示しています。許容する誤差等の設定は行っていません。 工期の評価については、入札公告時に公表する落札者決定基準をご参照ください。
20	4	第1	1	(8)		(エ)			整備期間	「選定事業者からの提案により整備期間が異なる場合がある。」との記載がございますが、施設引渡しを前倒しにすることは評価につながりますでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
21	4	第1	1	(8)		(エ)			事業期間	・事業期間は、概ね12年間を想定されていますが、（要求水準書P26に規定の）市が主体となって行う都市計画変更、都市計画審議会の手続きについても考慮された期間設定になりますでしょうか。	それらを含んだ設定としています。
22	4	第1	1	(9)					事業用定期借地権設定契約の締結	市場機能連携施設用地の定期借地権賃借料(地代)及び仮移転施設として使用する場合の一時使用賃借料(地代)は、いずれも入札説明書において提案評価事項となりますでしょうか？	入札公告時に公表する書類をご参照ください。
23	4	第1	1	(9)					事業用地定期借地権設定契約の期間	「（ただし、民間施設の解体・撤去工事期間を含む。）」とありますが、賃貸借期間の始期は工事着工日でしょうか？あるいは付帯事業施設の運営開始日でしょうか？	賃貸借期間の始期は、事業用定期借地権設定契約に定める市場機能連携施設用地の使用開始日となりますが、詳細は入札公告時に公表する書類をご参照ください。
24	4	第1	1	(9)					事業用定期借地権設定契約の締結	「付帯事業に係る借地期間は、～とする。」とありますが、借地開始時期も民間提案により定めることが出来るという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は入札公告時に公表する書類をご参照ください。
25	5	第1	2						特定事業の選定方法等に関する事項	「特定事業の選定を行わないとした場合も、同様に公表する」とあるが、この場合、本件公募は如何なるのか？ PFI事業以外の方法で実施されるのか？	現在、PFI事業として進めていく考えです。
26	6	第2	1	(2)					選定の方法	選定の方法について、公表時具体的な評価点配分等は開示されるのでしょうか	入札公告時に公表する落札者決定基準をご参照ください。
27	6	第2	1	(4)					民間事業者選定評価委員会の審査	「選定評価委員会は、～その結果を市に報告する。」とありますが、市並びに議会のご意向は入らないと理解して宜しいでしょうか。	本事業の公募に参加する者から提出された提案書類は、選定評価委員会の委員が審査します。
28	7	第2	2	(1)					募集及び選定スケジュール（予定）	提案書提出後にプレゼンテーションは実施されないのでしょうか。	ヒアリング及びプレゼンテーションの実施を予定しています。
29	7	第2	2	(1)					募集及び選定スケジュール（予定）	提案に係る書類の受付締切後にプレゼンテーション等を行われないのでしょうか。	No.28の回答をご参照ください。
30	9	第2	2	(11)					入札参加資格審査通過者との個別対話の実施（予定）	個別対話の参加人数制限はあるか？構成員、協力企業含む十分な参加人数確保、もしくは十分な日程数の確保をお願いしたい。	入札公告時に公表する入札説明書等をご参照ください。
31	10	第2	3	(1)	ア				入札参加者の構成	付帯事業者の定義をご教示ください。又、「参加グループは、少なくとも構成員と付帯事業者で構成すること。」とありますが、付帯事業者は含まれないのでしょうか？	前段については、要求水準書（案）用語の定義をご参照ください。 後段については、記載のとおり、参加グループには付帯事業者も含まれます。
32	10	第2	3	(1)	ア				入札参加者の構成	「その他業務に当たる者」とありますが、S P Cの事務管理業務を受託する者は該当する理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	10	第2	3	(1)	ア	(イ)			入札参加者の構成	付帯事業者はSPCに出資をすることができるのでしょうか。	出資することが可能です。
34	11	第2	3	(2)	イ				入札参加者の参加資格要件（業務別）	「延床面積 10,000 ㎡以上の卸売市場施設、事務所、倉庫、工場等」とありますが、住宅を除く業務用施設全般であると理解して宜しいでしょうか？	原則として、用途は「卸売市場施設」「事務所」「倉庫」「工場」となります。
35	11	第2	3	(2)					入札参加者の参加資格要件	入札参加者の参加資格要件にある実績については、何かエビデンスを求められますか？	実績を証する契約書等の書類の提出を求めます。 詳細については、入札公告時に公表する様式集をご参照ください。
36	11	第2	3	(2)					入札参加者の参加資格要件	各業務において、「令和5・6年度競争入札参加資格者名簿」への登録とありますが、名簿登録のある企業において、登録と異なる支社が本事業の入札を担当する場合、各書類において、登録と異なる支社での捺印でも宜しいでしょうか。	本事業への入札参加について、入札参加資格者名簿への登録が必要となります。 また、川崎市各書類への押印につきまして、入札参加資格者名簿の登録時に届け出ている使用印鑑届にて登録を行っている印鑑による押印としてください。
37	11	第2	3	(2)	イ	(ウ)		d)	入札参加者の参加資格要件	“平成 21 年 4 月 1 日以降に、延床面積10,000 ㎡以上の卸売市場施設、事務所、倉庫、工場等のいずれかの整備に係る新築又は改築工事又は増築の施工実績・・・”と記載されていますが、 ①複数回に分けて受注・契約した累計の延床面積10,000 ㎡以上の実績 ②公官庁発注・民間発注に問わず と考えてよろしいでしょうか？ また、”平成 21 年 4 月 1 日以降”とは、契約時でしょうか？若しくは竣工時のことでしょうか？	①1施設で延床面積10,000㎡以上の実績であれば、複数回の受注でも可とします。 ②公共施設、民間施設を問いません。 「イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）」における実績要件は、平成21年4月1日以降において業務を完了した実績となります。

(1) 「実施方針」に関する質問に対する回答

No	頁	項目								質問	回答
		第	数	(数)	カナ	(カナ)	a	a)	項目名		
38	12	第2	3	(2)	イ	(ウ)			建設業務に当たる者	「なお、aからdの要件を～可能とする。」とありますが、協力企業が建設業務に当たる場合、a及びbを満たしていればc、dを満たしていなくても問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	12	第2	3	(2)	イ	(オ)			維持管理業務に当たるもの	a)に具体的な資格名の表記がございませんでした。「建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し」を提出すれば、維持管理業務担当企業の資格要件を満たすでしょうか。その他必要資格があればご教示ください。	実施される業務の内容に応じてご判断をお願いいたします。
40	13	第2	3	(2)	イ	(キ)			付帯事業者	付帯事業者の参加資格要件ですが、市場機能連携施設用地に係る提案内容と同等の事業に係る実績を有している部分について具体的にお示しください。	付帯事業は、事業者の提案に基づき実施していただくため、提案内容を実施するために必要と考える実績を提出してください。
41	13	第2	3	(2)	エ	(ウ)			入札参加者の制限	指名停止による欠格期間について、「入札の公告日から契約締結日（市議会の議決）まで」ではなく「入札日から落札者の決定及び公表まで」にしたいだけないでしょうか。入札公告日から議会承認日まで、およそ1年3カ月もあり、欠格対象の期間としてはあまりにも長期で、選定事業者・発注者双方にリスクが大きいものと思料いたします。	現時点で、変更の予定はありません。
42	14	第2	3	(2)	エ	(シ)			入札参加者の制限	ここでいう「役員」とは、会社法における「取締役」という理解で宜しいでしょうか。	会社法で規定される「取締役」「会計参与」「監査役」をいいます。
43	15	第2	3	(2)	カ				入札参加者の変更	入札参加者の変更について、「やむを得ない事情」とは、指名停止により前々項エ(ウ)の規定に基づいて、失格となった場合はもちろん、また、その会社の自己都合による参加取り止めといった事情も含むという理解で宜しいでしょうか。	指名停止による欠格期間の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書をご参照ください。 なお、原則として自己都合による参加取り止めによる入札参加者の変更は認めません。
44	15	第2	3	(2)	カ				入札参加者の変更	構成の変更にはどのような場合が含まれるでしょうか。 例えば協力企業が構成員となる等も当たりますでしょうか。	やむを得ない事情で市の承諾した場合に限るものとします。 例示いただいている場合も対象になります。 詳細は入札公告時に公表する入札説明書をご参照ください。
45	15	第2	4	(1)					著作権	「市は事業提案書の～使用できるものとする。」とありますが、応募者の承諾は得て頂いた上での使用と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、選定事業者の提案書については、情報公開の開示請求があった場合、開示することがあります。
46	15	第2	3	(2)	カ				入札参加者の変更	建設企業としての参加表明検討にあたり、約8年間の施工管理要員および資機材・労務の確保について、昨今の不透明な資機材・労務状況から非常に困難と想定しており、リスクが高い思慮しております。以下の様な対応策につき御検討頂く事は可能でしょうか。 ①ローリング工事中の事業契約（又は工事請負契約）に関して、分割契約（建物毎又は一定期間毎）とすること。 ②ローリング工事中の事業契約（又は工事請負契約）の見直し（再契約）。建設企業（構成員、協力企業、左記以外の施工業者）及び建設費の変更。 ③ローリング工事中の「建設業務にあたる者（建設企業）」の変更（構成員、協力企業、左記以外の施工業者）。	ご意見として承ります。
47	15	第2	5						事業用定期借地権設定契約について	付帯事業者と事業用定期借地権設定契約を締結するとありますが、PFI事業者が付帯事業者を兼ねて、SPCが当該契約を締結することも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
48	16	第2	5	(2)					S P C の設立等の要件	S P C の登記上の設立地は当該敷地内でも宜しいでしょうか。	市場施設用地内としても構いません。
49	16	第2	5	(2)					S P C の設立等の要件	「なお、参加グループの構成員は、～最大とすること。」とありますが、構成員以外の第三者（S P C から直接業務を受託しない者）による過半数を超えない出資はお認め頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	16	第2	5	(2)					S P C の設立等の要件	「なお、参加グループの構成員は、SPC に対して必ず出資するものとし、構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えるものとする。代表企業のSPC への出資比率は出資者の中で最大とすること。」とありますが、代表企業の出資比率が最大とすることは必須でしょうか。また構成員の出資比率を同額する制限はないという理解で宜しいでしょうか。	代表企業のSPCへの出資比率を出資者の中で最大とすることは必須です。構成員の出資比率を同額する制限はありません。
51	16	第2	5	(2)					S P C の設立等の要件	代表企業の変更は可能でしょうか。	事業期間中の代表企業の変更については、入札公告時にお示しします。
52	16	第2	5	(2)					S P C の設立等の要件	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	No.48の回答をご参照ください。
53	17	第3	2						予想されるリスクと責任分担（別紙－1 リスク分担表）	入居事業者等関係者との合意形成に伴うリスクは市の責任によるものと理解してよろしいでしょうか。	場内事業者との合意形成に伴うリスクは、原則として市の責任と考えますが、状況により異なる場合があります。
54	20	第4	1						基本的事項	「事業対象用地における法規制の状況は以下のとおり。」とありますが、変更や緩和が確定するのはいつの時点となりますでしょうか。	事業契約締結後の手続となります。
55	22	第6	1	(1)					選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	「～一定期間内に改善策の提出と実施を～」、「一定の期間内に～」とありますが、具体的な期間は入札公告、事業契約等でお示しいただけますでしょうか。	一定の期間については内容に応じて判断いたします。

(1) 「実施方針」に関する質問に対する回答

No	頁	項目								質問	回答
		第	数	(数)	カナ	(カナ)	a	a)	項目名		
56	25								リスク分担表【共通】	【住民対応リスク】 上記以外は全て選定事業者ではなく、市と協議の上決定	本事業を実施することそのものへのリスクは市が負担しますが、それ以外へのリスク（設計、建設工事又は維持管理運営に関する事項など）は民間事業者のリスクとなります。
57	25								リスク分担表【共通】	【環境問題リスク】 上記以外は全て選定事業者ではなく、市と協議の上決定	リスク分担表に記載のとおり、選定事業者のリスクとします。
58	25								リスク分担表【共通】	不可抗力リスクにおける負担割合について、一般的に事業費や建設費の1％までは選定事業者負担とされるケースが多く見られますが、事業費が大きければ大きいほど、殆どすべての負担が選定事業者に課されるものとなってしまう、大変不公平な状況となりがちです。したがって、保険料等を控除後の実損額をベースとしたうえでの負担区分の協議としていただけませんか。	ご意見として承ります。
59	25								リスク分担表【共通】	事業者が善良なる管理者としての注意義務を果たしたとしても発生した環境問題については、貴市の負担としていただけないでしょうか。	事業者の善管注意義務違反は、事業者の負担となります。
60	25								リスク分担表【共通】	PFI案件で採用される維持管理費の物価変動における指標として、「毎月勤労統計調査賃金指数」等がありますが、人材採用難により当該指標のアップ率以上に最低賃金や実際に事業者が負担する人件費の上昇が発生しています。事業期間を通して適切な維持管理要員を配置させ、安定した業務を遂行するため、令和5年11月29日付内閣官房公正取引委員会公表の『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』に基づき、維持管理業務における業務費の改定については、神奈川県 の最低賃金の上昇率を採用頂けないでしょうか。人件費以外の業務費についても、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』に基づき、年に1回適切な価格改定に向けた協議を経て改定価格を決定して頂くようお願いします。	ご意見として承ります。 詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等でお示しします。
61	25								リスク分担表【共通】	物価変動リスクの施設の整備に係る費用の物価変動について事業契約書に定める方法に基づきサービス対価の変動を行うとありますが、物価変動リスクは非常に重要な課題のため、この点については事前に内容を提示して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。 詳細は、入札公告時に公表する仮事業契約書（案）をご参照ください。
62	25								リスク分担表【共通】	「上記以外の事由（不可抗力及び法令変更を除く）による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止」については、選定事業者負担となっているが、上記以外の事由（不可抗力及び法令変更を除く）を更に明確、具体的に示していただけますでしょうか？	市の帰責事由による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等以外となります。
63	25								リスク分担表【共通】	住民対応リスクについて、行政サービスは市、設計・工事・維持管理は事業者とあるが、具体的にどのようなすみわけになるか不明確です。ご教示願います。	入札公告時に公表する仮事業契約書（案）をご参照ください。
64	26								リスク分担表【共通】	物価変動リスクについて、建設工事における物価変動は「施設の整備にかかる費用」と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	26								リスク分担表【設計・建設段階】	物価変動に関しては、「工事費変更リスク」に包括されていますでしょうか。違いがありましたら、具体的な例示をお願い致します。	「共通」の「物価変動リスク 」が該当します。
66	26								リスク分担表【設計・建設段階】	瑕疵担保リスクは事業期間に関わらず原則10年という理解で宜しいでしょうか。	詳細は、入札公告時に公表する仮事業契約書（案）を参照ください。
67	26								リスク分担表【設計・建設段階】	用地リスクの事前に予見できない地中障害物等の処理等が発生した場合、工期の延長が必要な場合は認めて頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	27								リスク分担表【維持管理運営段階】	【施設明渡しリスク】 施設明渡しに伴う諸費用の負担は内容が不明確。場内事業者関係は市が負担か。（業者との協議も市）	ここでのいう施設明渡しとは、PFI事業の終了に伴うPFI事業者から市への施設の管理の移転を指し、場内事業者が関係するものではありません。 なお、建設段階における場内事業者の移転遅延等に係るリスクについては、原則として市の負担となります。
69	27								リスク分担表【維持管理運営段階】	施設損傷リスクにおいて、場内事業者による損傷について、原因者が特定できないものは上記以外の要因による損傷等に該当されるという事でよろしいでしょうか。	原因者が特定できないことがないように維持管理をお願いします。
70	27								リスク分担表【維持管理運営段階】	施設明渡しリスクにおいて、既存建物の場合場内事業者の本移転に整備事業者の不備によらず、施設明渡し完了しない場合、当該リスク負担は市でよろしいでしょうか。	No. 68の回答をご参照ください。
71	27								リスク分担表【付帯事業】	付帯事業の用地リスクにおいて、「市が事前に公表した資料からは予見ができない土地における瑕疵（土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等）」が存在した場合、市は契約不適合責任を負うという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	27								リスク分担表【注釈】	注釈に 不可抗力リスクによる事業の延期・中止等が生じた場合、当該事業に係る各費用の割合負担は市と事業者で協議の上決定する。 とあります。 ・「延期・中止等が生じた場合」とありますが、業務を継続するため必要となる復旧費用を含むと考えてよろしいでしょうか。	不可抗力に係る追加費用の負担については想定しております。 詳細は、入札公告時に公表する仮事業契約書（案）をご参照ください。

(1) 「実施方針」に関する質問に対する回答

No	頁	項目								質問	回答
		第	数	(数)	カナ	(カナ)	a	a)	項目名		
73	27								リスク分担表【注釈】	注釈に事業契約書で定める一定の範囲を超えて物価変動があった場合は、事業契約書に定める方法に基づきサービス対価の変更を行う。とあります。 ・物価変動にて用いる指標について、現在想定されている指標について御教示ください。 ・長期事業となる本事業において、指標動向に基づく改定協議のほか、別の方法についてお考えがあるのかご教示ください。	本事業において、物価変動への対応を行うことを想定しています。 詳細は、入札公告時に公表する仮事業契約書（案）をご参照ください。
74	27								リスク分担表【注釈】	注3に、「一定の範囲を超えて物価変動があった場合」とありますが、一定の範囲とはどのような範囲を想定しているのでしょうか。 また、その変動差はどのような指標を用いるのでしょうか。 入札日から着工まで、かなりの長期間となりますので、着工時に工事費の再見積もりを行い、それを物価変動のベースとしていただきたいと考えております。 （令和6年6月3日改正の内閣府 PFIに関するガイドライン等【契約ガイドライン P.88, 89】【契約の基本的考え方 P.19, 20】【標準契約第50条、51条】もご参照下さい。）	物価変動に関する規定については、入札説明書等をご参照ください。
75	27								リスク分担表【注釈】	「一定の範囲を超えて物価変動があった場合～」の一定の範囲とは指標があるか？民間事業者の意見を聞き協議する余地はあるか？	No.74の回答をご参照ください。
76	28								リスク分担表【注釈】	用地リスクにおいて、「事前に予見できない地中障害物等の処理等」は注4の通りとあります。 通常要求される調査を行った上で、建築工事を実施し、工事中に地中障害物等の存在が発覚した場合、選定事業者の調査に不備、誤りが無い場合には除去修復にあたる追加費用は市の負担という認識で宜しいでしょうか。	選定事業者が施設建設のために必要な地質調査等の事前調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、市は、当該瑕疵の除去修復に起因して選定事業者に発生した合理的な追加費用を負担します。
77									予定価格	本事業の予定価格は公表いただけるのでしょうか。 また最低制限価格は設定されるのでしょうか。	入札説明書等で示してまいります。 なお、本事業の公募は、総合評価一般競争入札により行うため、最低制限価格は設定しません。